

中野南区地区会 LINE（ライン）公式アカウント利用規程

（目的）

第1条 中野南区地区会（以下「地区会」という。）が運用する LINE 公式アカウント（通称「公式 LINE(ライン)」、以下「当アカウント」という。）の利用規程（以下「本規程」という。）を次のとおり定める。

（適用）

第2条 本規程は当アカウントを通じて提供するサービス（以下「サービス」という。）を利用するすべての者（以下「利用者」という。）に適用される。

- 2 利用者はサービスを利用することにより本規程に同意されたものとみなす。
- 3 利用者は本規程に加え LINE ヤフー株式会社が定める規約等を遵守するものとする。

（サービス）

第3条 地区会が当アカウントにより提供するサービスは次に掲げるとおりとする。なお、利用者から当アカウントへ送信されたメッセージ等に対して自動応答サービスによる応答を行うものとし、地区会で必要と認める場合を除き個別の回答は行わない。

- (1) 災害時等における関連情報および住民生活に特に影響を与える情報の配信
- (2) 利用者が希望する各種セグメント情報の配信
- (3) 各種行政サービスの情報提供
- (4) 回覧板の画像配信
- (5) アンケートの実施および回収
- (6) その他、地区会が必要と認める情報の配信

（禁止事項）

第4条 当アカウントの利用に関する禁止事項は次に掲げるとおりとする。なお、地区会は禁止事項に該当すると判断した行為について、その利用者に断りなく必要な措置を講じることができる。

- (1) 法令等に違反し、またはその恐れがある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とした利用、またはこれに類似する行為
- (4) 特定個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉若しくは信用を傷つける行為
- (5) 人種、思想、信条等による差別または差別を助長し、人権等を侵害する行為
- (6) 個人情報を特定、開示、漏えいする等のプライバシーを侵害する行為
- (7) 当アカウントと関係のない商品、店舗若しくは企業の紹介または広報、宣伝等の営利を目的とした行為
- (8) なりすまし、虚偽、事実と異なる情報または正否を確認できない噂等を掲載する行為
- (9) 通信機能の妨害、情報の窃取またはアクセス等を妨害する行為
- (10) 犯罪行為に類する内容または犯罪行為を助長する内容を掲載する行為
- (11) LINE ヤフー株式会社が定める規約等において禁止とされる行為
- (12) その他、地区会が不適切と判断した行為

(知的財産権の帰属)

第5条 当アカウントのサービスにおける文章、写真、イラストまたは動画等に関する知的財産権は地区会または原著作者等に帰属する。

2 地区会が提供するサービスについて、利用者は「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用することはできない。

(免責事項)

第6条 当アカウントの利用に関する免責事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区会は当アカウントの掲載情報の正確性には万全を期しているが、当アカウントの掲載情報の正確性、安全性、有用性等を完全に保障するものではない。
- (2) 地区会は利用者により投稿された情報について、一切の責任を負わない。
- (3) 地区会は利用者が当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第一者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (4) 地区会は利用者間または利用者と第三者間のトラブルにより発生したいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 地区会は上記(1)～(4)他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (6) 地区会は事前に通知することなく当ポリシーを変更することがある。
- (7) 地区会は事前に通知することなく当アカウントのサービスを変更または中止することがある。
- (8) 地区会は利用者より投稿された情報をサービスの精度向上および品質改善のため、運営会社に提供して共有し、使用する。

(個人情報の取扱い)

第7条 地区会は個人情報の収集、利用、管理について「個人情報の保護に関する法律」に準じて適正に取り扱うものとする。

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は役員会の議決を要する。

2 前項により本規程の改廃が行われた場合は利用者に通知するものとする。

附 則

1 本規程は令和8年4月27日に施行する。